

令和5年和光市農業委員会7月総会会議録

和光市農業委員会

令和5年和光市農業委員会7月総会日程

令和5年7月25日（火曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 開 会
- 日程第2 開 議
- 日程第3 議 題 ①臨時議長の選出について
②和光市農業委員会会長互選について
③和光市農業委員会会長代理互選について
④和光市農業委員会総会議席決定について
⑤議事録署名委員の指名について
2番 富岡和樹委員 3番 富岡浩之委員
- 日程第4 提出議案 議案第23号 農地法第3条許可申請について
- 日程第5 協議事項 ①令和5年和光市農業委員会8月総会の日程について
②令和5年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について
③市民まつり農産物共進会の開催方法について
④その他
- 日程第6 諸報告 ①会長専決について
②農業委員の活動報告について
③その他
- 日程第7 閉 会 午前11時15分

出席委員（11名）

1番	新坂篤司君	2番	富岡和樹君
3番	富岡浩之君	4番	本多修君
5番	成田真理子君	6番	小寺淳一君
7番	吉田成実君	8番	田中和巳君
9番	富澤孝子君	10番	井口俊彦君
11番	浪間兼三君		

欠席委員（0名）

◎開会

◎開議

○事務局（江口） では皆様おそろいですので始めさせていただきますが、先に資料の確認をいたします。

本日、机上に置かせていただいた資料ですが、まず7月総会の次第になります。これは事前に皆さんにお配りしたものがありませんでしたが、一部修正がございましたので、本日差し替えさせていただきます。次に資料1から資料5まであります。資料1がカラー印刷の写真資料、資料2が令和5年度農業経営及び農地利用状況に関する調査という冊子です。資料3が令和5年度農産物共進会について、資料4が和光市農業委員会互助会規約です。資料5が農家だより、A3の紙になります。また、それ以外に農業新聞の申込み用紙がありますが、不足しているもの等ございませんでしょうか。

ありがとうございました。

○事務局長（平川） それでは、委員の皆様、おはようございます。

ただいまから令和5年和光市農業委員会7月総会を開会いたします。

本日は、改選後第1回目ですので、大変恐縮ではございますが、委員の皆様からお一言ずつご挨拶と自己紹介をお願いいたします。

それでは、小寺委員から。

○小寺委員 富喜揚・二軒新田・浅久保選出の小寺です。私は、作物はナシ、ブドウを作っております数少ない果樹農家でございます。3年間ですが、よろしくお願ひします。

○浪間委員 向山・牛房・越後山から選出されました浪間です。農業委員としては2期目、4年目になります。向山で主に露地野菜をやっております。3年間よろしくお願ひいたします。

○本多委員 上之郷・半三池地区から選出されました本多と申します。よろしくお願ひします。農業委員会、農業委員、初めてなもので、いろいろと勉強を3年間させてもらえたらなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○富岡（浩）委員 峯・漆台・喜多口代表の富岡と申します。うちは、おやじとおふくろの相続で、そんなにもう土地はなくて、管理している感じの農家になります。また、農業委員2回目で、18年ぶりにやらさせていただきます。一からまた新人の気持ちでやりますので、よろしくお願ひいたします。

- 井口委員 新生・大一地区選出の井口俊彦でございます。自分の家の畑をきれいに管理するところからはじめていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 田中委員 西本村・東本村選出の田中和巳と申します。自分も農業委員のことはまだよくわからないので、皆さんと一緒に勉強させていただきたいなと思ひています。3年間よろしくお願ひいたします。
- 吉田委員 三協地区の選出の吉田成実と申します。野菜は、露地野菜を中心にやって、出荷、生産団体の研有会というところに所属しております。農政のことは全く分からないですけれども、3年間よろしくお願ひいたします。
- 新坂委員 宿坂上・市城代表の新坂篤司と申します。主に家では庭先販売を中心に活動しております。今期3期目になりますので、経験を活かせるよう頑張りたいと思ひます。よろしくお願ひします。
- 富岡（和）委員 埼玉研有会という、自分が所属している農業団体から、吉田成実さんと田中和巳さんと一緒に活動させていただいています。そこから推薦をいただきまして、支部で言ひますと井口俊彦さんと同じ新生支部の富岡と申します。3年間の勉強する機会をいただいたので頑張りたいと思ひます。よろしくお願ひします。
- 富澤委員 あさか野農協女性部から推薦で農業委員に選出されました。3年間、一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひします。
- 成田委員 公募枠で就任しました成田と申します。よろしくお願ひします。私は、今年の3月まで和光市役所の職員として長年勤務しておりました。ほとんどが保育園勤務ですが、その後も保育行政に携わらせていただきました。自分が持っている知識はほぼ保育のことだけですが、保育園の中、活動の中で、市内の農家さんとお世話になりながらいろいろな活動を進めさせていただきました。食育活動なども興味があるので、いろいろ教えていただきながら3年間頑張っていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局長（平川） ありがとうございます。
- それでは、恐縮ですが着座にて進めさせていただきたいと思ひます。
- それでは、議題に入ります前に本日の出席委員をご報告いたします。
- 定員11人中、出席員は11人です。よって、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告申し上げます。

◎議題

①臨時議長の選出について

○事務局長（平川） 初めに、議題1、臨時議長の選出についてでございます。

和光市農業委員会会議規則第4条により「会長は会議の議長となり、議事を整理する」、また、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。そこで、会長を互選するまでの臨時議長に、地方自治法に規定されている議会の例に準じて、事務局提案といたしまして井口俊彦委員を選出したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局長（平川） ありがとうございます。

それでは、異議がございませんので、井口委員を臨時議長に選出いたします。

井口委員、議長席にお願いいたします。

それでは、井口臨時議長、進行をお願いいたします。

○井口臨時議長 改めまして、皆様おはようございます。ご指名をいただきました井口でございます。会長を互選するまでの間、しばし臨時議長を務めさせていただきます。短い時間ですが、委員の皆様のご協力をよろしくお願いします。

着座にて進行させていただきます。

②和光市農業委員会会長互選について

③和光市農業委員会会長代理互選について

○井口臨時議長 それでは、お手元の総会次第にあります議題②和光市農業委員会会長互選について及び議題③和光市農業委員会会長代理互選についてを議題にしたいと思います。一括して議題とすることに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井口臨時議長 異議が無いようですので、議題②和光市農業委員会会長互選について及び議題③和光市農業委員会会長代理互選について、一括して議題といたします。

それでは、議題②と議題③の互選につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） それでは、互選の方法についてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条第2項により「会長は、委員が互選をした者をもって充

てる」とされております。また、同法第5条第5項及び農業委員会会議規則第16条により「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とされております。この規定に基づきまして、委員の皆様にご互選をお願いするものになります。

この互選の方法については、立候補、推薦による方法、または選挙による方法等が考えられますが、もし委員の皆様の中から推薦等がございましたら、この推薦の方法により会長及び会長代理を互選していただければと思います。

説明は以上です。

○井口臨時議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、立候補及び推薦または選挙という方法があるようです。この中では立候補及び推薦という方法が望ましいと思いますが、どなたか立候補してくださる方、推薦してくださる方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

富岡委員、発言をお願いします。

○富岡（浩）委員 よろしいでしょうか。私は、まず会長に新坂篤司様、そして会長代理に浪間兼三さん、お二人の経験からいってよろしいかなと思い、推薦させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○井口臨時議長 ありがとうございます。

ただいま富岡委員から、会長に新坂篤司委員、会長代理に浪間兼三委員の推薦がございました。

他にご推薦の方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○井口臨時議長 いらっしゃいませんね。

それでは、会長に新坂篤司委員、会長代理に浪間兼三委員を推薦することに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○井口臨時議長 ありがとうございます。

異議が無いようですので、会長に新坂篤司委員、会長代理に浪間兼三委員とすることに決定させていただきます。

それでは、会長が決定しましたので、この後の議事については新坂会長にお願いし、臨時議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長（平川） 井口臨時議長、ありがとうございました。

それでは、新坂会長、議長席にお移りいただきまして、就任のご挨拶をお願いいたします。

○**新坂会長** 皆様、改めましてこんにちは。このたび農業委員会長を務めさせていただくことになりました宿坂上の新坂篤司と申します。

私が農業委員になったのは今から6年前のことになりますが、この6年の間にも市内の農地というのは早いペースで宅地化というのが進んでいると感じております。しかしながら、その一方で、老若男女、世代を問わず、農業に関心を持っている人が増えているというのも肌で感じておりますし、また、都市農業をサポートするような法整備というのも進んできております。

いずれにせよ、健全な農地を次の世代に渡していくためにも、皆さんと一緒に知恵や意見を出し合いながらこれからの3年間、皆さんと一緒に頑張っていけたらと思っております。至らぬところは多々あるかとは思いますが、何とぞご協力、ご理解のほどよろしく申し上げます。

簡単ではありますが、以上で私の挨拶と代えさせていただきます。3年間よろしく申し上げます。

○**事務局長（平川）** ありがとうございます。

続きまして、浪間会長代理、代理席にお移りいただきまして、ご挨拶をよろしく申し上げます。

○**浪間会長代理** 改めましてこんにちは。今回、会長代理として選任いただきました浪間です。

僕は農業委員へ入って先ほど2期目と申しましたが、1期目がコロナ禍という中の特殊な状態での農業委員で、平常運転の農業委員の経験はちょっと薄い部分があります。イベントとか市民まつりとかも、ちょっと一緒に勉強していくことも多いと思います。至らない点も多いとは思いますが、3年間、農業委員会長代理として尽力してまいりますので、よろしく申し上げます。

○**事務局長（平川）** ありがとうございます。

それでは、議題4から新坂会長に議事進行をお願いいたします。

○**新坂議長** それでは、着座にて進めさせていただきます。

それでは、これより議長を務めさせていただきます。スムーズな議事運営に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

④和光市農業委員会総会議席決定について

○新坂議長 では、続きまして、次第の④和光市農業委員会総会議席決定について、議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） それでは、議題④和光市農業委員会総会議席決定について説明いたします。

和光市農業委員会会議規則第7条におきまして「議席はあらかじめくじで定める」と規定されております。議席番号につきましては、1番から11番となります。慣例で、事務局長の隣の席を会長席とさせていただき、会長の議席を1番として、そこから時計回りに2番から6番、反対のテーブルから、7番から10番としていただき、最後に11番が会長代理の席となります。

この後、会長と代理以外の委員に、順番にくじを引いていただきます。小寺委員からくじを回しますので、棒を引いていただいて次の方に回していただくようお願いいたします。全て回した後、棒は事務局で回収いたします。この中に棒が入っていますので、交ぜていただいて出していただく。出てきた番号が議席番号になりますので、お願いいたします。

（各委員、くじを引く）

○新坂議長 では、くじ引きが終わりましたので、事務局より発表をお願いします。

○事務局（江口） それでは発表いたします。2番、富岡和樹委員、3番、富岡浩之委員、4番、本多委員、5番、成田委員、6番、小寺委員、7番、吉田委員、8番、田中委員、9番、富澤委員、10番、井口委員。

以上となります。皆様、番号席に移動をお願いいたします。

○新坂議長 よろしいでしょうか。

では、これで議席が決定しました。今後、任期期間中の総会ではこの議席にてお願いいたします。

⑤議事録署名委員の指名

○新坂議長 続きまして、次第の⑤議事録署名委員の指名について議題とします。

では、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 議事録署名委員についてご説明します。

農業委員会等に関する法律第33条において「会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とされており、総会終了後に議事録を作成し、ホームページ等で議事録を公表する

ことが義務づけられております。

議事録署名委員とは、その総会における議事録を作成するときに、署名委員となられた委員に議事録の内容を事前に確認いただいて、作成後に署名をいただく委員となります。毎月、会長が議席番号順に2名ずつ指名してまいりますので、事務局が議事録の案を作成後に、言い回しや表現に問題が無いかどうかを確認した上で署名をいただくようお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

では、今月の議事録署名委員は、2番、富岡和樹委員、3番、富岡浩之委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎提出議案

議案第23号 農地法第3条許可申請について

○新坂議長 それでは、次第の議案に移ります。

議案第23号 農地法第3条許可申請について上程いたします。

では、事務局より説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○事務局(江口) 農地法3条についてご説明いたします。

農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を受ける場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条許可申請については、市町村農業委員会が許可権者となっておりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、市内農家のAさんの所有している農地の持ち分3分の1を息子のBさんに譲り渡すものであり、将来の相続を見据えて生前贈与をするための申請となります。

農地法3条の許可に当たっては、許可に必要な要件を満たしているかどうか判断基準となります。主要な要件は3つありまして、1つ目、所有または借り受けている農地の全てを効率的に利用すること、2つ目、申請者またはその世帯員などが必要な農作業に常時従事すること、3つ目、周辺の農地に影響を与えないことの3つとなります。

この許可要件を今回の申請が満たしているかどうかについてです。

まず1つ目の要件、譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかについては、Bさんが所有している農地の耕作状況を浪間委員に確認いただいております。

本日配付の資料1、1から3ページの写真をご覧ください。こちらが申請者の所有地及び

申請している土地となります。

なお、申請者の農機具の保有状況は、耕うん機1台、噴霧器2台となっております。

農業の技術面については、Bさんご自身が農作業従事暦1年、養母のAさんが60年、父のCさんが30年、母のDさんが40年となっております。

2つ目の要件、譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かについては、世帯として年間150日以上従事することが必要になっております。

譲受人であるBさんご自身は、令和4年度の8.1調査において、年間農業従事日数30日、Aさんが20日、Cさんが200日、Dさんが250日となっており、世帯として500日従事しています。このため要件は満たしていると考えられます。

最後に3つ目、周辺の農地に影響を与えないことについてですが、今回は生前贈与による家族間の所有権移転であり、農地の利用状況に変更はありませんので、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障は無いと考えられます。

以上の点を踏まえまして、農地法第3条の許可要件を満たしているかをご審議ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

こちらは浪間代理に現地確認をしていただきました。

それでは、浪間代理から現地確認の報告をお願いします。

○浪間委員 報告いたします。

去る7月19日に現地確認に向かいました。写真であるように区画割されていまして、家庭菜園として貸出しをして管理をしているという形でした。季節もあって、写真によっては草が一部背の高いものもありましたけれども、除草剤を使用した様子とか、あと実際に現地で行ったときに除草作業されている方ともお会いしまして、そういう形で管理されているとのことでした。

よって、適切に管理されていると報告いたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

この議案につきまして許可ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は許可といたします。

以上で提出議案の審議を終結します。

◎協議事項

①令和5年和光市農業委員会8月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項①令和5年和光市農業委員会8月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(江口) 協議事項①令和5年和光市農業委員会8月総会の日程についてですが、8月25日金曜日午後3時30分を提案させていただきます。場所は今回と替わりまして、市役所6階の602会議室というところになります。

なお、9月の総会につきましては、まだ会議室を押さえられてはいませんが、9月25日前後での開催を予定しております。

説明は以上です。ご協議のほどよろしく願いいたします。

○新坂議長 8月総会の日程ですが、8月25日金曜日の午後3時30分ということですが、皆様、ご都合のほどはいかがでしょうか。

ご都合の悪い委員がいたら、8月24日の木曜日または28日月曜日の午後3時30分からでも調整はできますが。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

では、8月25日金曜日午後3時半から、場所は602会議室でお願いいたします。

また、9月につきましては、25日前後の予定とのことですが、現時点で都合の悪い方がいらっしやいましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 ご都合の悪い委員がいらっしやいましたら、9月25日前後の午前10時から調整できますので、後ほど事務局にお伝えください。

それでは、9月は25日の予定でよろしく願いいたします。

②令和5年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について

○**新坂議長** 続きまして、協議事項②令和5年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について、進みます。

事務局より説明をお願いします。

○**事務局（江口）** 協議事項②令和5年度農業経営及び農地利用状況に関する調査についてご説明いたします。

こちらは、農地法第52条において「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び農地の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」とされているもので、毎年、農家の皆様をお願いしている、いわゆる8.1調査になります。

本日お配りしました資料2をご覧ください。調査実施要領と書いた書類になります。

こちらは、各集落選出の農業委員の皆様から担当地区の支部長さんへ配付をいただく形になります。このため、団体選出の富岡和樹委員、富澤委員、また公募の成田委員は配付がありませんので、ご注意ください。

支部長さんの手に渡った後は、支部長さんや班長さんから各世帯に配付をしていただきます。

この調査票の書き方につきましては、お手元に今お渡しした資料2が、書き方の資料になりますが、こちらを各支部長さんにご確認いただくようお願いいたします。その他質問等があった場合は、事務局に直接問い合わせさせていただくようにお伝えください。

配付と回収の日程につきましては、実施要領をご覧ください。農業委員から集落支部長への調査票の配付が本日から30日まで、30日から8月5日までの間に各支部長が各家庭に配付いただきます。8月5日から15日までが支部長が各家庭から調査票を回収。15日から23日までが支部長から農業委員へ提出。24日以降が事務局への提出となっております。最終的な締切りは8月31日とさせていただいておりますが、もし間に合わない場合はご一報いただければと思います。

調査票は総会終了後に皆様にお配りします。今年度の支部長さんの名簿も同封してありますのでご参考ください。説明は以上です。

○**新坂議長** こちらはいわゆる8.1調査となりますが、委員の皆様には、毎年、支部長さん、班長さんへの配付と回収をお願いしております。日程や手順につきましては、事務局からの説明のとおりとなりますが、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、協議事項②令和5年度農業経営及び農地利用状況に関する調査はこのとおりお願いいたします。

③市民まつり農産物共進会の開催方法について

○新坂議長 続きまして、協議事項③市民まつり農産物共進会の開催方法について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(江口) 協議事項③市民まつり農産物共進会の開催方法についてご説明させていただきます。

市では毎年11月に和光市民まつりを開催しており、この中で、市内の農業イベントとしては最大の農産物共進会を実施しております。主催は、農業者団体や各集落支部長で組織される農産物共進会実行委員会となりますが、事務局は農業委員会になります。

これまでは、毎年、3日間の日程で、農産物共進会と人参共進会を実施し、農産物の品評会や表彰式、即売会を行ってきましたが、コロナ禍で2回中止となっしまい、昨年度もまつり自体は再開したものの、大幅に規模を縮小しての開催となりました。今年度はあらゆる制限が解除されましたので、本来の規模での開催を予定していますが、実際にどのようにして行うかは現在のところ決まっていない状況です。

そこでこのたび、事務局で開催方法の案を作成いたしました。

資料3をご覧ください。

2023和光市民まつりは、メイン開催日を令和5年11月12日日曜日9時半から15時30分まで開催を予定しております。

農業委員会が確認した事項としましては、今まで市民まつりはメイン開催を土日に行っておりましたが、今年から1日だけの開催となるということです。ただし、会場は前日から準備しておりますので、土曜日でも会場の使用は可能ということです。また、それ以外に、11日土曜日に17時から20時までの間、駅南口で前夜祭を行うこととなっています。

では、2番目、農産物共進会をどのようにして行うかという部分ですが、こちらは案①と案②がございます。案①が、従来の規模、つまり4年前まで毎年行われていた形態となります。案②が、昨年、コロナ禍での縮小開催ということで、大幅に規模を縮小して開催したのとなっております。

具体的な内容を申し上げますと、案①は、審査会、展示、表彰、即売会を行っておりました。日程は2日間あり、1日目の土曜日は、出展、販売する野菜の搬入を行い、審査します。その後、評価委員会を実施し、値段をつけます。翌日、日曜日午前中に表彰を行いながら農産物を展示し、午後から即売会という形で全て販売するという流れになります。

案②、こちらは昨年行った内容で、表彰や販売を一切行わず、農産物を展示、あるいは和光の農業に関するパネル展示を行って、和光市の農業活動の紹介を行うというものになりました。サンプルとして農産物のよくできたものを一部出品いただいて、PRを行ったものになります。

このような内容で事務局案とさせていただきますので、今年度、どのように行っていけばいいかということをご意見いただきたいと考えております。

ただし、課題もありまして、2番の共通課題という部分。現在は農産物直売センターが市役所敷地内に移転しております。これまで、移転してから本来規模での農産物共進会を開催したことがなかったため、当日の役割分担をどのようにするかといったこと、また、人参坪掘共進会の参加者が減少しており、こちらを今年も実施するかどうかについての是非。また、また、新たな展示や農業体験というような出展をするか、といったことを検討課題として挙げておりますので、今後、共進会実行委員会で検討課題として挙げてよろしいか、ということをご意見をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

今年の共進会については、事務局から2つの案の説明がありました。コロナの制限もありませんので、できるだけ案①の方法で進めたいと思いますが、皆様のご意見をいただきたいと思いますので、何かある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○新坂議長 では私から。去年も農産物共進会に参加していたんですけども、やはりこれまでの流れというのがコロナで途切れてしまったので、このままではどんどん衰退していってしまうと思うんです。それを防ぎたいので、この品評会を今年から再開していくのが大事ではないかなというのも経験者として思うところであります。

何か皆様のご意見をお持ちでしたらお願いします。

○浪間代理 質問ですが、今年度からメイン開催1日のみで、搬入は前日から可能ということで、スケジュール自体の進み方は、以前の4年前までの方法で全く同じで大丈夫ということ

ですか。

○事務局（江口） 土曜日はまつりとしての開催はありませんが、会場となるサンアゼリア小ホールは共進会として押さえておりますので、4年前までのスケジュールどおりで行うことができますと市民まつりの担当課からは聞いております。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、事務局はそのように準備を進めてください。

④その他

○新坂議長 続きまして、協議事項④その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 協議事項④その他、各種協議会や審議会委員の選出になります。これは、市が主催する会議においては、様々な立場からの意見を取り入れるため、各専門団体へ委員を推薦するよう依頼することとしており、農業者の代表機関である農業委員会からも委員の推薦を求められているため、これに応じるものとなります。

今回選出が必要となるのは、和光市担い手育成総合支援協議会が2名、和光市都市農業推進協議会が2名、和光市都市計画審議会が1名、市民まつり実行委員会が1名となります。

各会の内容を簡単にご説明いたしますと、担い手育成総合支援協議会は、認定農業者の認定を行うための会議です。和光市都市農業推進協議会は、都市農業ならではの取組を審議する会議で、駅前軽トラ市などの野菜販売や視察研修などを行っております。和光市都市計画審議会は、生産緑地の追加指定や解除に関する審議をする会議。市民まつり実行委員会は、市民まつりの運営や広報の方法についてなどを協議する会議となります。

これらの会議に対し、農業委員会からの委員選出をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

各種協議会や審議会の委員の選出ということですが、これについてはなかなか立候補や推薦というのは難しいと思いますので、役割分担をして複数の方になっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

その前に、もともと農業委員会会長や会長代理が務めることと定められているものがあり

ます。こちらは、1つは朝霞地区農業委員会連絡協議会で、4市の農業委員会会長と会長代理が参集する協議会です。これは、私と浪間代理が務めていきたいと思っております。また、北足立農業委員会連絡協議会という、11の市町村で構成される協議会で、埼玉県農業会議の下部団体、かつ、朝霞地区農業委員会連絡協議会の上部団体となりますが、この協議会は会長が出席となっておりますので、私に対応させていただきます。

その他、様々な、事務局から説明がありましたが、協議会等の委員の選出をお願いするものでございます。

初めに、認定農業者の認定を行う和光市担い手育成総合支援協議会からですが、こちらは慣例に則り、私と浪間代理が務めさせていただきたいと思いますが、こちらはそれによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新坂議長 ありがとうございます。

それでは、和光市担い手育成総合支援協議会の2名は私と浪間代理が務めさせていただきます。

次に、駅前軽トラ市や視察研修など都市農業に係る取組を審議する都市農業推進協議会についてでございますが、2名ということですが、1名は私が担いますので、もう一名を皆様からお願いしたいと思います。どなたか務めていただける方、いらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、いらっしゃらないので私から推薦いたします。都市農業推進協議会につきましては、農業委員会の立場を持ちつつ、消費者の視点や第三者の意見としての役割もありますので、前回、前々回と公募枠の委員の方をお願いしている経緯がございます。そこで、農業委員会の公募枠の成田委員、いかがでしょうか。

○成田委員 お受けいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

皆様、成田委員に務めていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新坂議長 ありがとうございます。

それでは、成田委員から了承いただき、異議なしということですので、都市農業推進協議会は私と成田委員が務めさせていただきます。

次に、和光市都市計画審議会の1名となります。こちらは、今後推進していく土地区画整

理に関係するものなので、なるべくなら対象区画整理地区の近隣の方がよいと思われます。
どなたか自薦他薦いただけないでしょうか。

○吉田委員 小寺委員を推薦いたします。

○新坂議長 ただいま、小寺委員を推薦する意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。
小寺委員、よろしいでしょうか。

○小寺委員 よろしく申し上げます。

○新坂議長 皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新坂議長 ありがとうございます。

それでは、和光市都市計画審議会の1名は小寺委員に務めていただきますので、よろしく
お願いいたします。

次に、市民まつり実行委員の1名となります。どなたか自薦他薦いただけないでしょうか。
10番、井口委員。

○井口委員 本多委員を推薦します。

○新坂議長 ただいま本多委員が挙がりましたが、本多委員、いかがでしょうか。

○本多委員 務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

○新坂議長 皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新坂議長 ありがとうございます。

それでは、市民まつり実行委員の1名は本多委員に務めていただきますので、よろしくお
願いいたします。

このような形で皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新坂議長 ありがとうございます。

それでは、任期期間中はこの体制でまいりますので、皆様よろしくお願いいたします。
事務局、何かありますか。

○事務局(江口) 今はありません。

○新坂議長 分かりました。

では、協議事項は以上となります。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告①会長専決についてです。

総会の次第の5ページから14ページをご覧ください。

会長専決について簡単にご説明いたします。

市街化区域の農地転用は、必要書類をそろえて届け出れば原則として受理がされます。この点は、市街化調整区域の農地転用と異なります。この農地転用届出につきましては、和光市農業委員会会長専決規程第3条第1項により、会長が専決できる事項として「農地法第3条、第4条、第5条の届出に係る受理又は不受理の決定をすること」となっており、会長に内容をご確認いただき、問題がなければ会長権限において受理をしています。

今月の会長専決は、4条届出が1件、5条届出が5件となっております。現地の状況は、資料1の4ページから9ページとなっておりますので、ご確認ください。

各届出のご説明をいたしますと、まず1、4ページ目、諸報告①会長専決1号と書いてあるものです。こちらは4条届出となっております、農地の所有者自らが転用する届け出となります。ただし、こちらに関しましては、写真を見てのとおり既に建物が建っております、既に転用されていたものが届出をしないままになっていたもので、事後申請という形となっております。

次、5ページ、2号です。こちらは、これまで生産緑地であった畑が、生産緑地の指定を解除したために、今後転用される場所となっております。

専決2号から6号までは全て第5条の届出です。こちらは所有権移転に伴う転用になり、転用すると同時に権利を他者に譲り渡すものになります。

続きまして、6ページ、会長専決第3号です。

3号、4号、6号、こちらは全て区画整理地内になっております。全て周辺が開発が進んでいるところになっておりまして、もう既に農地ではなくなっているんですが、区画整理中は地目の届出をしても地目変更ができないため、所有権が変わるたびに農地転用の届出をしなければならぬものになっています。このため、既に農地でなくても届出がなされる、ということになっております。

また、会長専決5号、8ページ、こちらには、道路と隣地境界の間の僅かな隙間の土地が

登記簿上畑のまま残ってしまっていたというものになっていて、農地としての利用がもう既にできなくなっています。写真の道路と単管パイプのある部分です。これを正式に農地転用して、道路の拡幅、あるいは土地の拡幅に使うということでの届出となっております。

以上で会長専決の説明は終わります。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

2番、富岡委員。

○富岡（和）委員 会長専決3号ですが、目的の道路敷地、ごみ置場と書いてあるんですけども、こういった類いのものになるのでしょうか。

○新坂議長 事務局、お願いします。

○事務局（江口） 写真資料の6ページになりますが、この周辺一帯が区画整理地内になっていまして、建て売り住宅が4棟建つ計画になっています。複数棟建つときは通路やごみ置場のような共用部分は4者がそれぞれ、道路とごみ置場の所有権を4分の1ずつ持つということになります。このため、こういう形で届出がなされているということになります。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしければ、会長専決は以上とします。

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告②農業委員の活動報告。

農地の現地確認をしていただいた場合や、各種会議に参加された場合の他、地域での活動に参加されたとき、農業委員の活動として報告していただいております。

活動した際には、本日お配りした活動報告用紙に活動した内容をご記入いただいて、次の農業委員会総会の際に提出をお願いしております。

なお、今月の活動については、写真資料の最後、10ページに書いてある7月20日「委員任命式」、本日7月25日「農業委員会7月総会」、これらが今回皆様共通の報告事項となって

おりますので、記入いただくようお願いいたします。その他、個別に農地パトロールや現地確認をしていただいた方はその旨をご記入ください。

なお、農業委員には、農地利用最適化活動として毎月1回以上、何らかの活動をしていただくようお願いしております。皆さんも可能な範囲で構いませんので近隣の農地等を見回っていただき、草が伸びてしまっているか、あるいは近隣に迷惑がかかってしまっているか、そういうところが無いかチェックをしていただくようお願いいたします。そういった活動も、農地パトロールとして活動報告に記入いただければと思います。

また、農地の見回りの方法などにつきましては、9月頃に皆さんと合同での利用状況調査というものを行う予定ですので、その際に改めてご説明させていただきます。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明のとおり、活動の内容を用紙に記入していただきまして、事務局まで提出のほどよろしく申し上げます。

また、皆さんからの活動に関して報告されたいこと等ありましたら挙手をしてください。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、委員の皆様からの報告は以上といたします。

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告③その他ですが、4点報告がございます。

1つ目は農家だよりになります。

本日配付の資料5をご覧ください。

農業委員会事務局では、毎月、農家だよりというものを作成しまして、市内の農業に関することや農家の皆様にお知らせすべき事項等をまとめたものを発行し、集落支部長の皆様経由で各家庭にお配りしています。

今月の内容としましては、新たな農業委員会発足の記事を載せさせていただいております。今現在はまだ会長も議席番号も決まっておりませんので、仮の記事としていますが、先ほど会長、代理、議席番号全て決定しましたので、こちらは決定を反映させたものを配布する予定です。

また、右側は、先ほど説明した現地調査のお願いの記事、また裏面もございまして、農業

用廃プラスチック回収の記事、また、農産物共進会についての報告、庭先販売組合総会実施の報告記事、夏の収穫体験の記事になっております。

これらの内容につきまして、ご意見や修正すべき点等ございましたら、後ほど個別に事務局までご意見をいただければと思います。

では、報告の2点目になります。8月の各委員の会議等の予定となっております。

今後は、委員の皆様に参加いただく会議等ございましたらこの場で報告いただきますが、今のところこちらで把握しているのが、7月27日の和光市民まつり実行委員会です。こちらには、先ほど引き受けていただいた本多委員にご出席いただく予定です。

3点目、新たに農業委員になられた方には、8月からご自宅に毎週、全国農業新聞が届きます。全国各地の農業情勢や農業委員の活動について掲載されていますので、ご参考いただければと思います。この農業新聞の購読料ですが、互助会費からお支払いいただきます。こちらにつきましては、別途、総会後に説明させていただきます。

最後、4点目の報告です。農業委員会研修会についてです。こちらは先週の任命式の後の説明会でも簡単に触れましたが、農業委員の皆様には、毎年9月、羽生市で行われる埼玉県農業会議主催の委員研修会にご出席いただいております。今年は9月11日月曜日が開催となります。当日は、マイクロバスを手配して現地に向かい、会場近くで懇親を兼ねた昼食会を行います。原則として全員にご参加いただいておりますが、ご都合がつかない場合は事前に事務局にご連絡ください。

その他の報告については以上になります。

○新坂議長 ありがとうございます。

皆様、先ほど見ていただいた資料3をご覧ください。市民まつりに関する資料ですけれども、こちらの市民まつりの資料で共通課題としてあった農産物直売センターとの調整及び人参の坪掘り、展示内容の議案ですが、こちらの3点は、次回、8月の総会でも皆様のご意見を伺うこととなるかと思っておりますので、それまでに考えをまとめていただくようお願いします。

それでは、以上の事務局からの説明の中で何か質問等、ご意見等ありましたらお願いします。

よろしいですかね。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○新坂議長 本日は初の議事進行でご迷惑をおかけした点もあるかとは思いますが、皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして令和5年和光市農業委員会7月総会を閉会いたします。

皆様、どうもお疲れさまでした。

閉会 午前11時15分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員